報第8号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (平成 19 年法律第 94 号) 第 22 条第 1 項の 規定により、平成 30 年度決算に係る資金不足比率を、下記及び別冊のとおり監査委員の 意見を付けて報告する。

(単位:%)

会計の名称	資金不足比率	資金不足比率基準
水道事業会計	_	20.0
下呂温泉合掌村事業会計	_	20.0
金山病院事業会計	_	20.0
簡易水道事業特別会計	_	20.0
下水道事業特別会計	_	20.0

資金不足比率欄「一」は資金不足がないことを表す。

令和元年9月2日提出

下呂市長 服 部 秀 洋